

奈良県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十九年六月二日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
一般財団法人 桜井市医療セ ンター桜井市 訪問看護ステ ーションさく ら	桜井市大字大福 四一二―一	桜井市大字金屋 一三六―一	桜井市大字大福 四一二―一	平成二十九 年一月五日